

環境ガイドライン担当審査役年次活動報告書(2016年度)

1. はじめに

(1) 異議申立手続¹の概要

異議申立手続の目的は、株式会社国際協力銀行(以下「国際協力銀行」)による環境社会配慮のためのガイドライン(以下「環境社会配慮ガイドライン」)²の遵守を確保するため、環境社会配慮ガイドラインの遵守・不遵守にかかる事実を調査し、結果を経営会議に報告すること、及び 環境社会配慮ガイドラインの不遵守を理由として生じた国際協力銀行の投融資案件に関する具体的な環境・社会問題にかかる紛争に関して、迅速な解決のため、当事者間の合意に基づき当事者間の対話を促進することにあります。

具体的には、現地の住民から異議申立手続要綱に基づき、「環境社会配慮ガイドラインが遵守されておらず、現地で被害が生じている」等の申立があった場合、環境ガイドライン担当審査役(以下「審査役」)が独立・中立的な立場から調査を行い、その結果を経営会議に報告します。さらに、当事者間の対話を促す等の活動により、現地での問題の解決に向けて貢献します。

この制度は、輸出信用機関としては、国際的にも先進的なものであり、経済協力開発機構(OECD)の場で示された国際的な環境配慮ガイドライン「コモンアプローチ」に先行して、2003年10月より導入したものです。

(2) 年次活動報告書について

この年次活動報告書は、異議申立手続要綱において定められたとおり、毎年度の審査役の活動状況を公表するものです。

¹ 「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」
<https://www.jbic.go.jp/wp-content/uploads/page/2016/10/55908/disagree-2017.pdf>

² 「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」
https://www.jbic.go.jp/wp-content/uploads/page/2015/02/34813/business_201502147_01.pdf

2. 新環境ガイドライン担当審査役の就任について

2016年10月より以下の二人の専門家が新たに環境ガイドライン担当審査役に就任しました(五十音順)。

小林 寛氏 (こばやし ひろし:写真左)

信州大学学術研究院(社会科学系) 経法学部教授。

1998年、慶應義塾大学法学部卒業後、最高裁判所司法修習を経て2000年に弁護士登録(2008年9月登録抹消)。2005年、米国テュレーン大学法科大学院エネルギー・環境法修士課程修了。2016年、早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程修了。2008年から2016年まで、長崎大学環境科学部准教授を歴任後、2016年4月より現職。博士(法学)。専門は環境法。主な研究領域は、土壌汚染や海洋汚染などの環境汚染に対する民事責任、再生可能エネルギー法制(日米比較研究を含む)など。著書として、『地域環境政策(第2章「地域における公害・環境紛争処理の諸制度の基礎」を担当)』(2012年、ミネルヴァ書房、共著)などがある。

島田 幸司氏 (しまだ こうじ:写真右)

立命館大学経済学部教授。

1986年、京都大学大学院工学研究科衛生工学専攻博士課程前期課程修了。同年環境庁入庁後、愛知県環境部やスイス国際環境アカデミー客員研究員。1999年、環境庁で海洋汚染・廃棄物対策室、2002年に同庁水環境部総括課長補佐等を歴任。2003年、京都大学大学院工学研究科環境工学専攻博士課程後期課程を修了し、同年より現職。専門は環境・開発論。

行政官として、国際環境法(京都議定書等)や国内環境法令(地球温暖化対策推進法等)の制・改定や運用に従事。大学に移籍してからの主な研究領域は、環境と経済・開発の統合メカニズムに関する分野など。公刊論文として、"Developing a long-term local society design methodology towards a low-carbon economy: An application to Shiga Prefecture in Japan", Energy Policy,(2007) (『低炭素経済へ向けた長期地域社会デザイン手法の開発: 滋賀県への適用事例』(2007年、Energy Policy 誌))などがある。



小林 寛氏



島田 幸司氏

3. 2016 年度活動報告

(1) 異議申立

2016 年度(2016 年 4 月～2017 年 3 月)の異議申立受理件数は、次の 2 件でした。

- (イ) 異議申立受理日： 2016 年 11 月 10 日
案件名： 西ジャワ州チレボン石炭火力発電所 Unit1 プロジェクト
国名： インドネシア共和国
現在(2018 年 3 月)の状況： 調査結果等報告書を経営会議に報告・公開済³
- (ロ) 異議申立受理日： 2016 年 12 月 5 日
案件名： 中部ジャワ州セントラルジャワ石炭火力発電所プロジェクト
国名： インドネシア共和国
現在(2018 年 3 月)の状況： 調査結果等報告書を経営会議に報告・公開済⁴

上記 2 件は申立受理後、それぞれ(イ)は 2017 年 1 月 31 日、(ロ)は 2017 年 3 月 27 日に
手続開始の決定を行い、その後、環境ガイドライン遵守に係る調査及び当事者間の対話
の促進を実施しました。(イ)については、2017 年 3 月 21 日に経営会議に報告を行いまし
た。当該報告については、個人情報・法人情報、その他の法に基づき不開示とすべき事項
の有無について確認した上で、国際協力銀行のホームページに公開しました。なお、(ロ)
についても、2017 年度に(イ)と同様の方法で報告・公開を実施しました。

(2) 広報活動

国際協力銀行のホームページ(和文、英文)において、異議申立手続について説明し、
審査役のプロフィール等を掲載しています。また、異議申立手続要綱(和文、英文)につい
ては、ホームページに掲載している他、冊子を作成し、本店、西日本オフィス、海外の駐在
員事務所を通じて配布を行い、制度の周知に努めています。

(3) 世界銀行インスペクション・パネル等との協議

世界銀行等の国際金融機関においては、異議申立手続及びそれに従った審査組織が
20 年以上前から逐次導入されており、その名称は機関によって様々ですが、最近では一
般にインデペンデント・アカウンタビリティ・メカニズム(IAM)と呼ばれるようになってきてい
ます。その中でも、世界銀行インスペクション・パネルは 1993 年に設置され、これまで累計
100 件以上の異議申立の受付実績がある等、各機関の IAM の中で、最も長い歴史を持っ
ています。

³ 「インドネシア共和国西ジャワ州チレボン石炭火力発電所 Unit 1 プロジェクトに対する異議申立に関する調査結果等報告書」

https://www.jbic.go.jp/wp-content/uploads/page/2013/12/54788/20170321ExaminationReport_ja.pdf

⁴ 「インドネシア共和国中部ジャワ州セントラルジャワ石炭火力発電所プロジェクトに関する異議申立に係る調査結果等報告書」

https://www.jbic.go.jp/wp-content/uploads/page/2017/06/57360/20170619ExaminationReport_ja.pdf

また、世界銀行インスペクション・パネルが、国際金融機関と二国間機関に呼びかけ、2004年から情報共有及び意見交換を行うための場として、IAM年次会合を開催しています。その第13回会合が2016年9月6日～8日にマニラにて、アジア開発銀行(ADB)主催で開催されました⁵。なお、新しい国際機関・二国間機関が引き続きIAMネットワークへの参加申請を行い、同ネットワークへの参加機関は拡大しつつあります。

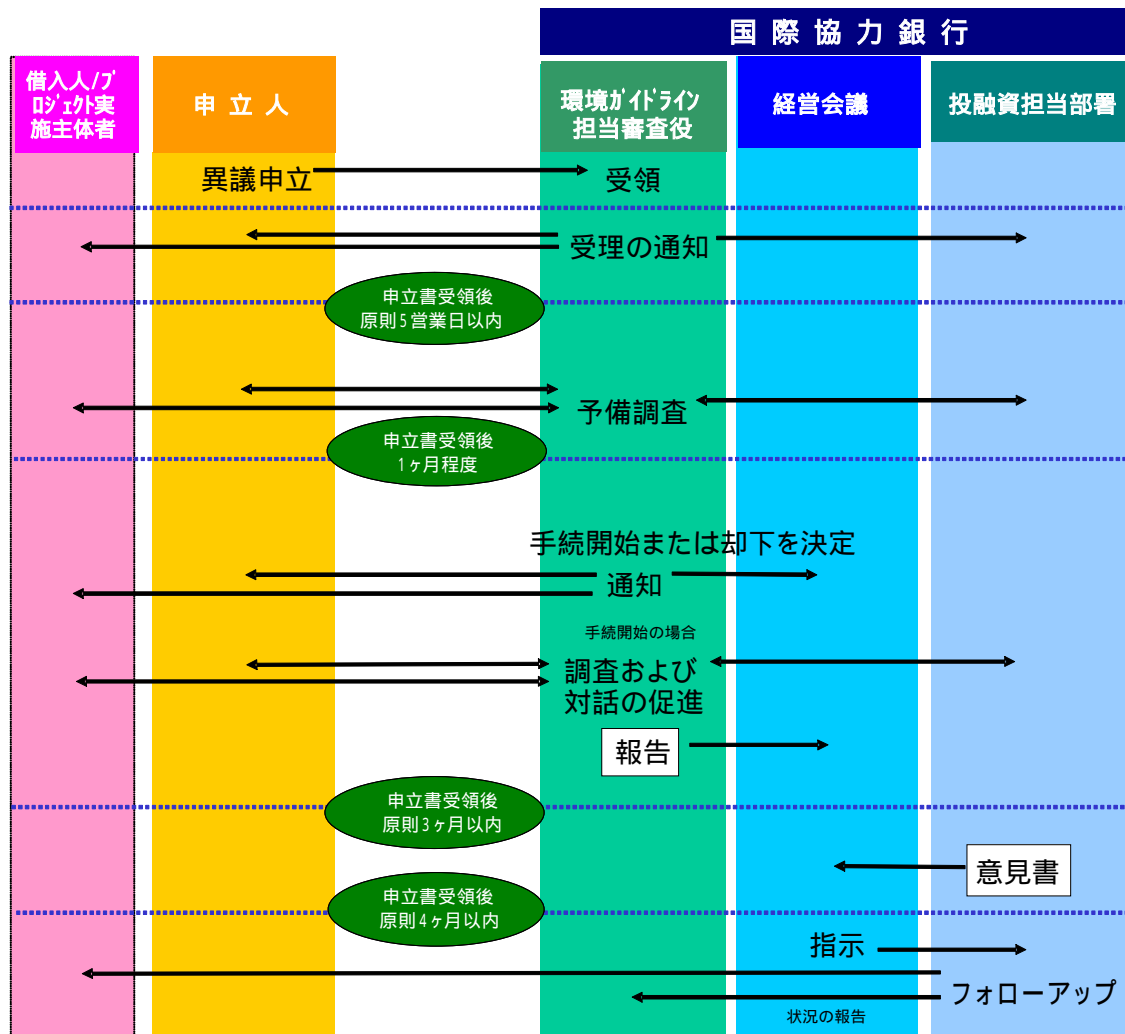
会議においては、各IAMからの活動報告、及びテーマ毎のセッションが行われました。また、各IAMの活動報告では、それぞれの異議申立件数・異議申立セクター・異議申立プロジェクト所在国等について報告が行われました。さらに、テーマ毎のセッションでは、IAMネットワークの持続可能性、異議申立に対する報復問題、インスペクション・パネルにおけるポリシー見直し状況、問題解決のトレーニング等が議論されました。

審査役は、こうした活動を通じて、異議申立手続の公正・適正な運用、実務上の留意点等に関する情報共有及び意見交換を積極的に進めています。

⁵ 第13回会合参加機関(JBICを除く):世界銀行インスペクション・パネル、IFCコンプライアンス・アドバイザー・オンブズマン、EBRDプロジェクト・コンプレイント・メカニズム、ADBアカウンタビリティ・メカニズム、IDBインデペンデント・コンサルテーション・アンド・インヴェスティゲーション・メカニズム、AfDBインデペンデント・レビュー・メカニズム、EIBコンプレイント・メカニズム、OPICオフィス・オブ・アカウンタビリティ、UNDPソーシャル・アンド・エンバイロメンタル・コンプライアンス・ユニット、NIBチーフ・コンプライアンス・オフィサー、BSTDBインターナル・オーディット、NEXI環境ガイドライン審査役

参考: 異議申立の手續

(1) 手續の流れ



(2) 異議申立書の提出方法

(提出様式) 書面による提出

(郵便宛先) 〒100-8144 東京都千代田区大手町 1-4-1

株式会社国際協力銀行
環境ガイドライン担当審査役

(ファックス番号) 03-5218-3946

(メールアドレス) sinsayaku@jbic.go.jp

(ホームページ) <https://www.jbic.go.jp/ja/business-areas/environment/disagree/procedure.html>

(例)

申立書

平成 年 月 日

株式会社国際協力銀行
環境ガイドライン担当審査役 行

(A) 申立人氏名：
(B) 申立人の連絡先：
【代理人がいる場合は以下を記入】
(代理人氏名)
(代理人連絡先)
プロジェクト実施主体への匿名を希望
しますか(いずれかに をする)
はい・いいえ

(C) 異議を申し立てる対象の案件：

- ・ 国名
- ・ プロジェクトサイト
- ・ プロジェクトの概要

(D) 申立人に対して生じた重大な具体的被害または将来発生する相当程度の蓋然性がある重大な被害：

(E) 申立人が考えるガイドライン不遵守の条項および不遵守の事実：

(F) ガイドライン不遵守と被害の因果関係：

(G) 申立人が期待する解決策：

(H) プロジェクト実施主体との協議の事実：

(I) 当行投融資担当部署との協議の事実：

(J) (代理人を介して申立を行う場合) 代理人を介して申立を行う必要性の記載および申立人が代理人に対し授権していることの証憑：

申立人は、本申立書に記載されている事項が全て真実であり、虚偽のない事を約束します。

以上